

## 静岡産業大学全学広報メディア委員会規程

### (設 置)

第1条 静岡産業大学に全学広報メディア委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (目 的)

第2条 委員会は、大学の図書館運営、広報及びICT等に関する重要事項を審議することを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 図書館の管理及び運営に関すること
- (2) 広報に係る諸活動に関すること
- (3) ICTの構築、管理及び運営に関すること
- (4) 美術館の運営に関すること
- (5) その他出版活動及び広報等に関すること

### (組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学 長
- (2) 副 学 長
- (3) 図書館長
- (4) 学長補佐
- (5) 学 部 長
- (6) 学生部長
- (7) 教務委員長
- (8) 学部広報メディア委員長
- (9) 大学事務局長
- (10) 大学事務局次長
- (11) 大学事務局入試課長
- (12) 大学事務局広報メディア課長
- (13) 大学事務局情報システム課長
- (14) 大学事務局学務課長
- (15) 大学事務局図書館課長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長に事故あるときは、委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、大学事務局広報メディア課において行う。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改正)

第9条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行する。ただし、第4条(組織)第8号、第11号及び第12号並びに第7条(庶務)については、平成29年4月1日から適用し、平成28年度中はそれぞれ「学部図書館運営委員長・学部メディア委員長・学部広報委員長」、「大学事務局入試広報課長」、「大学事務局入試広報課長」、「大学事務局学務課」と読み替えるものとする。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。